

支給メニューの具体的内容

1

正社員と共通の待遇制度の導入

パートタイマーの仕事や能力に応じた待遇について、正社員と共通の評価・資格制度を設けた上で、実際に格付けされたパートタイマーが1名以上出た場合

支給額	
第1回目	25万円
第2回目	25万円

- 以下の要件を満たす正社員と共通の制度をパートタイマーに新たに導入した場合に支給されます。
 1. 「職能資格制度」などパートタイマーの仕事や能力に応じた「格付け」を設定していること。
 2. 格付けの区分が3段階以上であること。
 3. 格付けの区分に応じて、基本給や賞与などの待遇が定められていること。
- 評価・格付けは全ての正社員、パートタイマーにおこなうこと。
- パートタイマーの2分の1以上（1人の場合はその人）が雇用保険の被保険者であること。
- 2の「パートタイマーの能力・職務に応じた待遇制度の導入」との選択制です。両方で助成金の支給を受けることはできません。

【導入のイメージ】

スーパーマーケットA社では、人事制度を改正し、これまで正社員だけにあった職能等級制度をパートタイマーやフルタイムの有期雇用社員にも拡大し、雇用区分を越えて従業員が活躍できる体制を整えました。

さらに、同じ等級内で時間当たり賃金水準のバランスを図ったことから、A社では、雇用区分や労働時間の長短にかかわらず、やる気と能力のある社員がキャリアアップを目指すことを期待しています。

